

Three Mile Island 原子力発電所事故の賠償処理

東京大学・早稲田大学名誉教授・弁護士
道 垣 内 正 人

目次

I はじめに.....	1
II プライス・アンダーソン法の概要と改正経緯.....	2
1. 1957 年の制定時	2
2. その後の改正（1990 年の大統領委員会報告書を含む）	4
III TMI 事故の概要.....	10
IV TMI 事故の原子力損害賠償処理の概要	11
V TMI 事故をめぐるいくつかの訴訟	12
VI おわりに.....	15

サマリー

本稿は、米国の原子力損害賠償法制の基幹である PA 法（プライス・アンダーソン法）の制定と改正経緯を踏まえて、1979 年の TMI 原子力発電所事故における損害賠償処理の実態とその後について調査・研究したものである。

PA 法の概要と変遷

1957 年に制定された PA 法は、公衆の保護と民間企業の原子力事業参入促進を目的とし、有限責任制、民間保険と政府補償の組み合わせ、経済的な責任集中を制度の柱としている。1975 年の改正では全原子力事業者による遡及的相互保険制度（事後拋出制度）が導入され、稼働数の増加に伴い政府補償への依存から脱却する枠組みが構築された。

TMI 事故の賠償処理と訴訟

1979 年の TMI 事故では、周辺住民の退避に伴う初期支払いやクラス・アクションによる和解（2500 万ドルの基金設立等）が行われ、最終的な賠償総額は約 7100 万ドルとなった。この額は、事故を起こした事業者が用意すべき第 1 段階の賠償措置額（当時は 1 億 6000 万ドル）の範囲内であったため、事後拋出保険制度の発動には至らず、PA 法自体を直ちに直視する要因にはならなかった。また、その後の関連訴訟を通じて、連邦政府が最終負担者とならない限り、PA 法は州法に基づく懲罰的損害賠償請求を排除しないことなどが判示された。

チェルノブイリ事故及び福島事故の影響

なお、1986 年のチェルノブイリ事故は甚大な損害発生の実態を示し、1988 年の PA 法改正による賠償措置の増額等をもたらした。他方、2011 年の福島第一原発事故後の米国の規制当局の対応は、原子力施設外の非常時バックアップ設備や炉心損傷後も機能するベント装置の設置義務化といった安全基準の強化にとどまっており、損害賠償法制の抜本的な見直しには繋がっていない。

I はじめに

本稿の目的は、アメリカの原子力損害賠償法制の基幹であるプライス・アンダーソン法（以下、「PA 法」）のもとで、1979 年にアメ

リカ・ペンシルヴァニア州で発生したスリーマイル島原子力発電所事故（以下、「TMI 事故」という。）による原子力損害賠償がどのように処理されたのか、その全体像を把握すること

にある。そのため、まずは、PA 法の概要、その数次にわたる改正等を時系列に沿って概観し、その上で、TMI 事故とその賠償処理について、公表されている全体の数字のほか、いくつかの判決を通じて概観する¹⁾。そして、TMI 事故が PA 法のその後の改正にどのような影響を与えたのかを検討する。また、補論として、TMI 事故後に発生した 1986 年のチェルノブイリ原子力発電所事故及び 2011 年の福島第一原子力発電所事故、特に後者の法的処理をアメリカがどう捉え、PA 法の見直しに繋げているのか（そうでないのか）についても触れることとする。

最初に TMI 事故の賠償処理の概要を見ておこう。これまでに支払われた賠償額は後述のように約 7100 万ドルであり²⁾、今後現実の健康被害が証明されない限り、事故当時の原子力事業者自身（1 社）の賠償措置額（1 億 6000 万ドル）の範囲内で完済できたことになる。とはいえ、周辺住民による賠償請求は多数かつ長期にわたって行われ、少なくとも事故後 20 年を経た段階での情報によれば、なお終結には至らなかったようである。また、TMI 事故後、アメリカにおける原子力発電所の建設承認は後述のように 2012 年までストップした。その理由はいくつか指摘されているが、原子力の危険性に対する一般の懸念が大きくなったことに加え、TMI の廃炉に約 10 億ドルを要すると想定されたことから、発電コストの点で、他のエネルギー源との比較において原子力の優位性が低下したことが指摘されている。

以下では、II において、PA 法の内容とその主な改正経緯を概観した上で、III において、

TMI 事故の概要と事故後の経緯をまとめ、IV 及び V において、TMI 事故の損害賠償処理の全体像と若干の訴訟についてみる。そして、VI において、TMI 事故の賠償問題をまとめるとともに、その後のチェルノブイリ事故及び福島事故がアメリカに与えた影響について触れることとする。

II PA 法の概要と改正経緯

1. 1957 年の制定時

(1) 立法理由・経緯

アメリカは、原子力につき、マンハッタン計画、広島・長崎での爆弾としての開発・使用を経て、第 2 次大戦後の 1946 年に原子力法（Atomic Energy Act）を制定し、原子力の国家独占を規定した。しかし、1949 年のソヴィエト連邦による核兵器開発を受け、アイゼンハワー大統領は、1953 年 12 月に国連総会で「原子力の平和利用（Atoms for Peace）」を進める旨の演説を行った。そして、これを具体化するため、アメリカは 1954 年の原子力法改正により民間への原子力利用のライセンス制を導入した。しかし、企業が実際に原子力発電事業に乗り出すには、経営のリスク管理上、原子力事故の場合の責任の範囲を限定する必要があるとされたものの、保険業界としては原子力による事故の賠償責任保険を用意することは困難であるとの反応であったことから³⁾、直ちには民間からの原子力事業への参入は生じなかった⁴⁾。このような状況を受け、1957 年、原子力法を一部改正して、原子力損害賠償に関して特則を定める PA 法が成立した⁵⁾。

¹⁾ 本稿では、大規模な商業用原子力発電施設での事故の場合の損害賠償についてのみ扱い、小規模施設や研究施設での事故については触れない。

²⁾ 詳しくは IV 参照。

³⁾ 当時の保険業界は原子力発電のリスクに対して過剰に警戒的であり、市場に任せると原子力損害賠償責任の保険料が過度に高額になってしまうことから、政府による補償が必要であると考えられたとされている（Wood(1980), at 450）。[このような引用の仕方をしているものは末尾の文献目録に収録しているものである。以下同じ。]

⁴⁾ 下山俊次「アメリカにおける原子力災害補償法制の問題点」ジュリスト 190 号 20 頁（1959）、下山（1976）453-454 頁。

⁵⁾ 1946 年の Atomic Energy Act の一部改正法として制定された。原子力委員会の共同委員長であった Charles Melvin Price 下院議員と Clinton Presba Anderson 上院議員とにちなんで Price-Anderson Nuclear Industries Indemnity Act と略称され、これをさらに略して Price-Anderson Act と呼ばれている。同法について日本語で紹介したものとして、下山俊次「アメリカにおける原子力災害補償法制の問題点」ジュリスト 190 号 20 頁（1959）、卯辰（2012）19 頁以下参照。

(2) 目的・趣旨

PA 法は、2つの目的を定めている。ひとつは、原子力事故による損害を被った公衆を保護すること、いまひとつは、企業に原子力事業への参入を促すことである。これらの目的達成のため、PA 法は、連邦政府が原子力事故による被害者からの損害賠償請求にあてる基金を用意し、他方で、事故を起こした者の責任を制限している (42 U.S.C. §2012(i))。

なお、同法は、不法行為法については州法に基づくことを前提としており、原子力損害賠償請求権については定めていない。

(3) 有限責任

1957 年の PA 法は、5 億 6000 万ドルを原子力損害賠償の上限と定めていた⁶。この有限責任制度につき、被害者が完全な補償を受ける権利を侵害する点で連邦憲法違反ではないかが争われた事件がある。この事件では、この訴えは事件性を欠くのではないかという点も争われたが、連邦最高裁判決 (Duke Power Co. v. Carolina Environmental Study Group, Inc, 438 U.S. 59 (1978)⁷) は、PA 法は原子力産業が推進され、河川の汚染の発生という現実の結果が発生するおそれがあることから、事件性があると判断したうえで、次の通り、同法の違憲性 (due process 条項及び Equal Protection 条項違反) を否定した。すなわち、事故のリスクは小さく、仮に有限責任額を超える場合には議会が必要かつ適切な措置を講ずるとされていること (1975 年改正) に加え、PA 法には民間による原子力利用の促進という相当な立法目的があることから、他の事故の被害者と異なる扱い

をすることに合理性があり、責任限度額を 5 億 6000 万ドルとすることも違憲とは言えないと判断されたのである。

(4) 賠償措置・政府補償

上記の 5 億 6000 万ドルの有限責任を前提に PA 法は、原子力法に基づく原子力事業の許可の条件として、原子力事業者に対して、合理的な保険料で合理的な期間について民間の保険市場から調達することができる最大金額であって原子力規制委員会が定める金額の原子力責任保険契約の締結を義務付けている (42 U.S.C. §2210(b))。1957 年の立法当時、民間保険業界が原子力責任保険を提供できるのは、一原子力事故あたり 6000 万ドルが限度であったことから、6000 万ドルが事業者の責任の上限額とされた。

そして、これを超える損害を引き起こす原子力事故に備え、原子力事業者は政府との補償契約を締結することが義務とされ、この契約により政府は 5 億万ドルを上限として補償することとされた。その結果、合計 5 億 6000 万ドル⁸の損害賠償原資が確保された。

(5) 経済的責任集中

既述の通り、原子力事業者は保険会社と責任保険契約を締結し、政府と補償契約を締結することが原子力事業の許可要件とされているところ、この責任保険契約には、原子力事業者以外の者が原子力損害賠償責任を負う場合にもその者の賠償責任額を填補する旨の条項を入れることが義務付けられ、補償契約上も同様の条項が挿入された⁹ (42 U.S.C. §2210(a))。日本を含む他の国のように法的責

⁶ この金額に何らかの科学的裏付けがあるわけではなく、議会では、数十万ドルから数十億ドルの損害額の見積もりが提示された。結局のところ、保険市場の引受能力と連邦として政治的に負担可能な限度額との和でしかないとされる。初めて本格的な原子力事故の損害予測は、1975 年に原子力規制委員会 (Nuclear Regulatory Commission) が公表した「原子力安全研究」(通称 Rasmussen Report) であった。これによると、原子炉事故の発生確率について、原子炉がメルトダウンする原子力事故が発生する可能性は、年間 1 原子炉あたり 10 億分の 1 の確率であり、その事故では、死亡 3300 人、疾病 45,000 人、財産損害 140 億ドルの被害が予測されるとされた (Wood(1980), at 451)。なお、2019 年時点で行われた予測によれば、その最大規模の事故は、Fermi 原子力発電所 2 号炉が原子力事故を起こした場合であり、損害総額は 560 億ドル (1 ドル=120 円とすると、6 兆 7200 億円) と試算された (これは人的損害に対する賠償も含むものと思われる)。

⁷ この判決については、卯辰昇 (2012) 90 頁で紹介されている。

⁸ 1957 年当時の 5 億 6000 万ドルは、2019 年の価値に換算すると、50 億ドル (1 ドル 120 円とすれば 6000 億円) に相当するとされている (NRC 2019 Report, p.1-2)。

⁹ これは、他者も相乗りして保険のカバーを享受するという趣旨で omnibus coverage と呼ばれ、これにより、原子炉メーカー、土木工事会社等とはたとえ法的責任を問われても、経済的負担は生じない経済的責任集中を実現している。

任集中をアメリカが採用していない理由は、不法行為法が州法の領域とされており、連邦法としては、製造物責任といった不法行為責任を否定することができないためであると説明されている。また、責任集中をすることの合理性として、原子力事業者保険市場の能力が引受限定されていることから、原子力損害保険を重複して契約することによる無駄をなくすことに繋がるとの説明もされている。

この制度により、原子炉メーカー、土木事業者等の安全性の向上を図るという意識が弛緩するのではないかと懸念に対しては、原子力事業者が自ら責任を負う以上、安全性の高いメーカー等を選択することになり、競争により安全性は確保されると説明されている。

(6) 厳格責任

不法行為法は州法の管轄であることから、多くの州ではこの種の事案では厳格責任を適用すると考えられるものの、異なる扱いがされる懸念があった。そこで、後の 1966 年改正により、原子力事業者は、連邦法又は州法により与えられるあらゆる抗弁を放棄することが、原子力事業の許可の条件とされた。

2. その後の改正（1990 年の大統領委員会報告書を含む）

その後、次の通り、PA 法は数度にわたり改正されている。

(1) 1965 年改正

主な改正は以下の通りである。

- ① 1965 年改正により、政府による補償が 1977 年まで延長された。
- ② 賠償措置額と政府補償額との和は 5 億 6000 万ドルのままとしつつ、保険業界からの保険引受キャパシティの拡大の意向が示されたことから、保険市場のキャパシティ拡大に伴う事業者の賠償

措置額の増加分を政府補償額から減額することを定めた。

(2) 1966 年改正

この頃になると、石油・ガス業界から、PA 法は原子力発電事業者に保護を与えすぎではないかとの批判が上がり始め、1966 年改正以降、原子力事業者の負担を増加させる方向の立法がされていった¹⁰。1966 年改正の主な内容は以下の通りである。

- ① 既述のように、不法行為法については一般に連邦の権限に属せず、州法の権限であるため、PA 法は、その初期においては、不法行為責任についてはもっぱら州法の適用を予定するものであった。しかし、原子力事故の処理に関して州によって異なる扱いがされることが懸念され、連邦憲法上の州と連邦の権限分配を侵すことなく、アメリカ全体で統一的な扱いがされるようにするための改正が行われた。具体的には、原子力委員会（1975 年以降は新設された原子力規制委員会）は、上記の政府補償契約の中に、「異常原子力事故（extraordinary nuclear occurrence）」の場合には、原子力事業者は州法に基づく不法行為請求に対して通常認められる不法行為法上の抗弁¹¹を放棄する旨の規定を盛り込むことができるとされた（42 U.S.C. §2210(n)）¹²。この連邦法に基づいて政府補償契約は当該条項を入れた結果、原子力事業者は、いずれの州法が適用される場合であっても、厳格責任（無過失責任）を負うことが一律に確保されることになった。なお、原子力規制委員会による「異常原子力事故」の認定は裁判等で争うことができないと

¹⁰ 下山（1976）459 頁。

¹¹ 放棄する抗弁として、negligence, contributory negligence, charitable or governmental immunity 及び assumption of risk が挙げられている。

¹² 被害者は、①人的又は物的損害が生じたこと、②損害の金銭的評価額、及び③放出された放射線と損害との因果関係、以上を主張立証すればよく、加害者の過失の立証は不要となる。州法がすべて原子力損害について厳格責任を定めていれば問題ないが、この立法当時の州法は必ずしもそうではなかったとされている（NRC 2021 Report, para.1.1.2）。

されている (42 U.S.C. §2214(j))。

- ② ①と同様に、政府補償契約の中に、「異常原子力事故」の場合には、州法上の消滅時効等の抗弁は、提訴から 10 年以上前、又は被害者が損害とその原因を知り若しくは知るべきであった時よりも 3 年以上前に生じた事故についてのみ提出することができる旨の規定を盛り込むことができるとされ、実際に当該規定が入れられた。これにより、より短い消滅時効期間を定める州法をオーバーライドして、当該条項に定める期間は原子力事業者が責任を負うことが実現された。
- ③ 「異常原子力事故」の場合には、事故発生地を管轄する連邦裁判所（外国で発生した事故についてはワシントン DC の連邦地裁¹³⁾）の専属管轄とし、責任限度額の 15%以上の損害賠償の支払いにはその裁判所の承認を要することとされた。

(3) 1975 年改正

- ① 1975 年改正により、政府による補償が 1987 年まで延長された。
- ② 原子力事業者間の遡及的相互保険制度が導入された (42 U.S.C. §2210(b), 10 C.F.R. § 140.11(a) (4))。これは、事故を起こした原子力事業者自身の賠償措置額を超える損害が発生した場合に発動されるものであり、全原子力事業者が一基あたり 500 万ドルを遡及的保険料 (retrospective premium) として拠出する制度である¹⁴⁾。この履行確保は運転許

可の条件となっており、このような第 2 段階賠償措置 (Secondary Financial Protection) を確保したことの証拠を原子力規制委員会に提出する。この第 2 段階賠償措置により、80 基に達しない段階では、事故を起こした事業者の賠償措置と遡及的保険金の和と有限責任上限額 5 億 6000 万ドルとの差額は政府が補償するが、80 基に達した後は、政府補償は不要となり¹⁵⁾、80 基を超えると、1 基ごとに有限責任額 5 億 6000 万ドルに 500 万ドルが加算されることになる。

- ③ 有限責任額は、事故を起こした原子力事業者の賠償措置額と②記載の第 2 段階賠償措置額との合計額と 5 億 6000 万円とを比較し、より高い金額の方とする。
- ④ 現実の事故の際にこの遡及的保険金を支払うことができない事業者がいる場合には、アメリカ原子力保険プールは全原子力事業者との契約に基づき、保険料と引き換えに一定の範囲で立て替え払いをする義務を負い、さらに、原子力規制委員会は保険プールの支払義務額を超える場合に補償をすることとされている。
- ⑤ さらに、5 億 6000 万ドルの有限責任額を超える損害が発生することが見込まれる事故が発生した場合には、議会は、当該事故を精査し、公衆を保護するために、いかなるものであれ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする

¹³⁾ 42 U.S.C. §2014(q)によれば、PA 法が適用される原子力事故とは、アメリカで発生した事故によりアメリカ内又は外で損害を生じさせたものと定義されており、これによれば、外国で発生した事故には PA 法は適用されないが、例外的に、アメリカ政府が所有・使用している原子燃料等に係る事故、公海上の事故であってアメリカの原子力事業者等から外国に移転される原子力燃料等に係るものについては、同法が適用されることがとされている。

¹⁴⁾ これは、原子力と競合関係にある石炭業界等から、原子力を保護しすぎているとの批判があったことが考慮されたとされる (下山 (1976) 459 頁)。また、民間保険市場の保険引受能力には限界があるとともに、仮に民間保険によるとすれば、保険会社による損害額算定が過剰になり、不合理な保険料となるおそれがあり、その結果、原子力発電所建設が抑制されることが懸念されたとされている。

¹⁵⁾ 実際、1982 年 11 月に 80 基目の原子炉にライセンスが付与され、この事後拠出総額は 4 億ドルに達し (500 万ドル×80 基)、事故を起こした原子力事業者のその時点での賠償措置額 1 億 6000 万ドルと合わせ、5 億 6000 万ドル (2019 年の価値に換算すると 14 億 8000 万ドル。NRC 2021 Report, para.1.1.2) (1 ドル=120 円とすると、1776 億円) となり、政府による補償は当面ゼロになった。なお、1988 年改正法が可決された時点では、112 基の原子炉が運転許可を受けていた。

された¹⁶。

- ⑥ 1966 年改正により、「異常原子力事故」の場合、政府補償契約の中に原子力事故後 10 年までは除斥期間の抗弁を主張してはならない旨の規定を盛り込むことができる」とされていたところ、この期間を 20 年に延長した。

(4) 1988 年改正

1979 年 12 月に TMI 事故が発生し、さらに、1986 年にチェルノブイリ事故が発生したため、PA 法の改正議論が沸騰した¹⁷。その結果、1975 年改正により 1987 年 8 月 1 日まで延長されていた PA 法の規定は、その期限までに改正が間に合わず、1988 年 8 月 20 日ようやく改正法は成立した。その主な改正点は以下の通りである¹⁸。

- ① 2002 年まで PA 法は延長された。
- ② 5 億 6000 万ドルの有限責任額を超える損害が発生することが見込まれる事故が発生した場合、1975 年改正では議会は必要かつ適切な措置を講ずるとされていたところ、議会の行動について詳細な手続を定めるとともに、公衆からの全ての請求に対して完全かつ迅速な措置をとる (will ... take whatever action) ことが定められた。
- ③ 原子力事故の被害者の迅速な救済のためには連邦法の介入が必要とされ、連邦法として、大規模不法行為事件の管理システムというべきものを導入した。すなわち、すべての原子力損害賠償

請求訴訟は、当該原子力事故の発生地を管轄する連邦地裁（外国で発生した事故についてはワシントン DC の連邦地裁）にも管轄を認めた (42 U.S.C. §2210(n)(2))。そして、当該連邦地裁には、Special Caseload Management Panel が置かれ、原子力損害賠償請求訴訟の衡平・迅速・効率的な審理が行われることとされた (42 U.S.C. §2210(n)(3))。これらの請求に適用されるのは、連邦法に反しない限り、当該事故発生地州法である (42 U.S.C. §2214(hh))。管轄を有する連邦地裁は、原子力損害の金額が上記の有限責任金額を超えることが判明した場合には、分配計画（限られた賠償原資を最も衡平に分配すべく、人身傷害、財産損害、晩発性損害への支払い割合の決定を含む計画）を承認するか又は支払いをしても後に採用される分配計画の実施を妨げることがないことを確認しない限り、有限責任金額の 15%を超えて支払命令をすることはできず、また、手続費用への支払も制限される¹⁹。

- ④ 事故を引き起こした原子力事業者が措置すべき責任保険金額は 2 億ドルに、また、遡及的相互保険制度により全原子力事業者が負担する遡及的保険料は

¹⁶ 1975 年法では、”...the Congress will thoroughly review the particular incident and will take whatever action is deemed necessary and appropriate to protect the public from the consequences of a disaster of such magnitude.”と定められていた。そして、1988 年改正により、”In the event of a nuclear incident involving damages in excess of the amount of aggregate public liability under paragraph (1), the Congress will thoroughly review the particular incident in accordance with the procedures set forth in subsection (i) and will in accordance with such procedures, take whatever action is determined to be necessary (including approval of appropriate compensation plans and appropriation of funds) to provide full and prompt compensation to the public for all public liability claims resulting from a disaster of such magnitude.”と定められた。

¹⁷ 1988 年改正に至るまでの議論、対立点等については、Arnold Reitze & Deborah Rowe, The Price-Anderson Act – Limited Liability for the Nuclear Industry, 17 Environmental Law Reporter 10185 (1987)、J. Salzman 「米国原子力損害賠償制度：プライス・アンダーソン法の現状と将来（翻訳）」日本エネルギー法研究所編『諸外国の原子力第三者責任保険制度』（JELI-R-No.22）209-233 頁所収（1985）参照。

¹⁸ 重要な改正案の内容、審議、賛否の投票数等については、高橋正人・笹野浩司「アメリカの原子力損害賠償法制」日本エネルギー法研究所編『諸外国の原子力損害賠償制度』（JELI-R-No.58）169-173 頁（1993）参照。

¹⁹ 1966 年改正により、「異常原子力事故」の場合には、事故発生地を管轄する連邦裁判所の専属管轄とされ、責任限度額の 15%以上の損害賠償の支払いにはその裁判所の承認を要することとされていたところ、これらを原子力事故全般に拡大したものである。

各 6300 万ドル²⁰に引き上げられた。その結果、1988 年当時の原子力発電施設は 112 基であったので、有限責任の上限額は 2 億ドル+6300 万ドル×112=72 億 5600 万ドルになった。改正の過程では無限責任制度の導入の主張もあったが、原子力産業界が強く反対し、従来の延長線上の改正になった。

- ⑤ 各原子力事業者による遡及的保険料は 5 年ごとに消費者物価指数を参考に修正される。
- ⑥ ④ 記載の通り、各原子力事業者は 6300 万ドルの遡及的保険料の支払義務を負うものの、事故があった場合の年間の遡及的保険料支払額は 1000 万ドル²¹が上限とされ、分割払いをすることが認められた。これにより、被害者救済に不足が生ずる場合には原子力規制委員会が措置することとされた。分割払いを選択した原子力事業者は後に利息を付けて同委員会へ支払いを行うこととされている。
- ⑦ 政府補償契約中の規定により、「異常原子力事故」の場合、原子力事業者は原子力事故から 20 年以内は除斥期間の抗弁を提出しないこととされていたところ、20 年の期間が廃止され、そもそもこの抗弁の提出をしてはならない旨を定めることができるとされ、実際に当該条項が入れられたことから、晩発性疾患による損害賠償請求等は無期限で可能となった（ただし、損害を知り又は知るべきであった時から 3 年の消滅時効はそのまま維持されている）。
- ⑧ 一原子力事故による損害総額が有限責任額を超過すると裁判所が判断した場合には、裁判所が認める訴訟費用のみが有限責任額に含まれることとされ、

また、事後保険金の 5%の額が追加で全原子力事業者に請求されることとされた。

- ⑨ 連邦政府が補償すべき契約責任を負っている者（ウラン濃縮、再処理等の政府事業を請け負っている事業者）に対しては懲罰的損害賠償を命じてはならないとの規定が追加された（42 U.S.C. §2210(s)）²²。
- ⑩ 結果的に放射性物質の放出がなかった場合でも、その危険が切迫しているときに州法上権限のある当局の避難命令等に基づいてされた予防的避難費用も原子力損害に含まれることが明記された（42 U.S.C. §2214(w), (gg)）。
- ⑪ 晩発性疾患に対応する制度の研究及び「大規模原子力事故大統領委員会（Presidential Commission on Catastrophic Nuclear Accidents）」の設置を政府に義務付けた²³。

(5) 1990 年の大規模原子力事故大統領委員会による議会への報告書

1986 年のチェルノブイリ事故を受けた PA 法の 1988 年改正において、既述のように、大規模原子力損害大統領委員会の設置が義務付けられた。実際に 9 名の委員が任命された。その任務は、①原子力損害の被害者の損害賠償請求を衡平、迅速かつ効率的に処理し、支払を行うために必要な賠償責任の判断及びその手続に関する法改正（裁判所に代えて、行政府の機関が賠償責任を判断することの適否を含む。）を勧告すること、②損害賠償額が一定期間内に利用可能な基金の総額を超えることが予想される場合の請求権の処理及び支払いに必要な基準又は手続を勧告すること、③晩発性の損害に基づく請求権の判断及び支払いに必要な基準又は手続を勧告すること、以上であった。

²⁰ 2019 年の価値に換算すると 1 億 3600 万ドル（NRC 2021 Report, para.1.1.2）（1 ドル=120 円とすると、163 億円）。

²¹ 2019 年の価値に換算すると 2100 万ドル（NRC 2021 Report, para.1.1.2）（1 ドル=120 円とすると、25 億 2000 円）。

²² なお、後述のように、判例により、連邦政府が負担することにならない限り、原子力事業者に対する懲罰的損害賠償は可能とされている。

²³ 大規模原子力損害大統領委員会の報告書については次項参照。

この委員会は、1990年に議会に報告書（後掲の“Presidential Commission 1990 Report”）を提出して解散した。この報告書によれば、裁判による請求権処理に代えて、行政府の機関を設置して請求権処理をすることは、①統一的な基準による処理が可能であり、②低廉で、③迅速で、④公平な結論が得られ、また、⑤原子力工学や医学の専門家を配置することができ、⑥必要に応じて増員もできるというメリットがあると指摘した。しかし、結論としては、従来通り、裁判による解決を続けるべきであると勧告した。その理由として指摘されたのは、(a)裁判の独立性と手続の透明性、(b)一般市民が裁判を公平・公正であると考えていること、(c)裁判補佐官（special master）を用いる方が新たな行政機関を設立するよりも柔軟性があること、(d)原子力事故は発生頻度が極めて低いので、事故発生前に行政機関を設立することは不合理であること、以上である。

もっとも、裁判制度についていくつかの点の改正を検討すべきことを勧告している。その主なものは、第1に、三段階の手続の導入である。これは、①単一の裁判所での手続に併合する段階、②各請求権に共通する争点を特定し、専門家の手助けのもとで、その判断をする段階、③請求権ごとに、請求権者の選択により、仲裁又は裁判により判断する段階、以上により構成されるものである。第2に、このような三段階手続が開始されるのは、(a)賠償総額が事故を起こした原子力事業者による第1段階の賠償措置額を超えることが合理的に予測されること、(b)複数の請求権者がいること、以上の条件が具備された場合とすべきであるとされている。

また、PA法の適用対象となる原子力損害賠償として、懲罰的損害賠償が認められるか否かについて、1988年改正により、政府が補償義務を負っている者に対しては認められない旨の明文の規定が盛り込まれたが、それ以外の者に対しては不明確なままであるので、認められない旨の明文を設けるか、少なくとも、責任制限額を超える場合の分配においては最も低い順位とすべきことが勧告されている²⁴。

議会はこの報告書についての公聴会は開いたものの、具体的な改正に向けた作業は開始されなかった。

(6) 1998年改正

事後拠出額を8300万ドルに引き上げ、原子力規制委員会の毎年の議会への報告義務を廃止する改正がされた。

(7) 2003年改正

事故を起こした原子力事業者の責任限度額を3億ドルに引き上げる改正がされた。

(8) 2005年改正

2005年改正の主な事項は以下の通りである。

- ①PA法は2025年まで延長された。
- ②1基あたり6300万ドルであった事後拠出金額が9580万ドル²⁵に引き上げられ、毎年の支払限度額も1000万ドルから1500万ドル²⁶に引き上げられた。
- ③モジュラー・リアクターを適用対象に加えるとともに、100-300MW(e)の小規模な出力の複数のモジュールを連結して稼働させ、その総計が1300MW(e)以下の場合には、100MW(e)の1基と扱うこととされた。

(9) まとめ

以上のPA法の改正をまとめると以下の表の通りである。

2020年10月現在の賠償措置総額：4億5000万ドル+1億3105万6000ドル×1.05×94基²⁷=133億8500万

²⁴ その後、いくつかの訴訟でこの点が争われた。そして、1995年に第3巡回区控訴裁判所は、PA法は懲罰的損害賠償を排除する明文の規定が適用されない者に対してはこれを認めることを妨げるものではない旨判示した（In re TMI, 67 F.3d 1119 (3d Cir. 1995)）。この判決については後述 V.7 参照。

²⁵ 2019年の価値に換算すると1億2500万ドル（NRC 2021 Report, para.1.1.3）（1ドル=120円とすると、150億円）。

²⁶ 2019年の価値に換算すると1960万ドル（NRC 2021 Report, para.1.1.3）（1ドル=120円とすると、23億2500万円）。

²⁷ 2021年の時点で稼働中の原子炉は、BWR31基、PWR63基である（NRC 2021 Report, para.2.1.1.2）。

ドル（1 ドル 120 円とすると、1 兆 60662 億円）

	事故を起こした事業者の責任限度額かつ賠償措置額	全事業者による1基あたりの事後抛出額	政府による補償額	特記事項
1957年制定	6000万ドル	なし	5億ドル	計5億6000万ドルの有限責任。
1958年改正	同上	なし	同上	非営利教育施設への賠償措置義務を免除。
1964年改正	同上	なし	同上	1967年まで政府補償を延長。
1965年改正	7400万ドル	なし	4億8600万ドル	①1977年まで政府補償を延長。②保険市場のキャパシティ拡大に伴う賠償措置額の増加分の政府補償額からの減額を規定。
1966年改正	8200万ドル （その後、1972年9500万ドル、1974年1億1000万ドル。）	なし	4億7800万ドル （その後、1972年4億6500万ドル、1974年4億5000万ドル。）	①「異常原子力事故」の場合の厳格責任（事業者による抗弁提出の禁止）を規定。②「異常原子力事故」の場合には、3年よりも短い消滅時効、10年よりも短い除斥期間の抗弁の提出禁止。③「異常原子力事故」の場合、事故発生地を管轄する連邦裁判所の専属管轄とし、責任限度額の15%以上の支払いはその承認が必要。
1975年改正	1億2500万ドル （その後、1977年1億4000万ドル、1979年1億6000万ドル。）	500万ドル	4億3500万ドル （その後、1982年に80基に達し、政府の補償額はゼロ。）	①1987年まで延長。②全原子力事業者による事後抛出保険制度（1基あたり最大500万ドル）を規定。③除斥期間を20年延長。④5億6000万ドルの有限責任額を超える損害発生の場合、議会が必要かつ適切な措置を講ずるものとして規定。⑤遡及的保険金を支払うことができない事業者がいる場合の補完制度の導入。⑥原子力事故後20年までは除斥期間の抗弁提出禁止。
1979年：TMI事故				
1988年改正	2億ドル	6300万ドル （その後、1993年7550万ドル）		計72億5600万ドル ²⁸ 。①2002年まで延長。②有限責任額を超える場合の議会の行動についての手続と公衆からの全ての請求に対して完全かつ迅速な措置をとることを明記。③連邦裁判所の専属管轄化。④全事業者の事後抛出額を6300万ドルに引き上げ。⑤事後抛出額はインフレーションに伴い自動調整。⑥事故の際の事後抛出額の上限は毎年1000万ドルに限定。⑦「異常原子力事故」の場合の事故後20年の除斥期間を廃止。⑧賠償総額が有限責任額を超える場合には訴訟費用として5%の追加事後抛出の義務付け。⑨連邦政府が補償することとなる企業に対する懲罰的損

²⁸ この時点で112基が許可を受けていたので、遡及的保険料額総計（＝第2段階としての保険金）は6300万ドル×112基=70億5600万ドルとなり、これに事故を起こした事業者の賠償措置額2億ドルを加えたもの。

				害賠償の禁止。⑩結果的に放射線の放出がなかった場合の予防的避難費用も賠償対象とする。⑪晩発性疾患及び大規模原子力事故対応についての研究の義務付け。
1990 年：大規模原子力事故大統領委員会による議会への報告書提出				
1998 年改正	同上	8300 万ドル		原子力規制委員会の毎年の議会への報告義務を廃止。
2003 年改正	3 億ドル	同上		2004 年まで延長。
2005 年法	同上 (その後、2010 年 3 億 7500 万ドル、2017 年 4 億 5000 万ドル。)	9580 万ドル (その後、2008 年 1 億 1190 万ドル、2013 年 1 億 2125 万 5000 ドル、2019 年 1 億 3105 万 6000 ドル)		①2025 年まで 20 年間延長。②事後拠出金額を 9580 万ドルに、毎年の支払限度額を 1500 万ドルに引き上げ (2018 年 2049 万 6000 ドル)。③モジュラー・リアクターも適用対象とし、複数が連結されていても、PA 法上は 1 基として扱う。 (2020 年 10 月現在：4 億 5000 万ドル + 1 億 3105 万 6000 ドル X 1.05 X 94 基 = 129 億 3500 万ドル (1 ドル 120 円とすると、1 兆 5520 億円))

III TMI 事故の概要

ペンシルヴァニア州を流れるサスケハナ川の中州にある TMI 原子力発電所には、いずれも PWR 型の 1 号炉 (80 万 KW) (1974 年 9 月稼働) と、2 号炉 (90 万 KW) (1978 年 12 月稼働) との 2 基の原子炉があり、事故当日、1 号炉は燃料棒交換のため停止中であり、2 号炉は定格出力の 97% で営業運転中であつた。2 号機は稼働から 90 日で原子力事故を起こした²⁹。General Public Utilities Corporation (GPU) (ニュージャージー州・ペンシルヴァニア州で事業を営む複数の電力会社を保有する持株会社) の子会社である Metropolitan Edison (事故後、1980 年 9 月に GPU Nuclear Corporation に社名変更) が TMI 原子力発電所を運営していた。事故の経過及び事後処理は以下の通りであつた。

1979 年 3 月 28 日 3 : 56、2 号炉は冷却機能を喪失し、30 分以内に燃料棒がメルトダウンするという原子力事故が発生し、原子炉の損傷

により、放射性物質を大気へ放出した。

同日 16:30、ペンシルヴァニア州知事は記者会見を開き、10 マイル圏内の住民に対して外出をしないように指示した。

3 月 30 日、同知事は、5 マイル圏内の妊娠中の女性と就学前の子供に対して避難を勧告した。最終的に 20 万人の住民が避難したとされる。

4 月 9 日、避難勧告は解除された。

7 月、原子力規制委員会は 2 号炉のシャットダウンを命令。

10 月 25 日、同委員会は Metropolitan Edison 社に原子力法上可能な最大の罰金 155,000 ドルの支払いを命じた。同社は同委員会が指摘した違反項目には同意しないとしつつも、12 月 15 日に罰金全額を支払った。

1980 年 3 月 6 日、Metropolitan Edison 社は、TMI 原子力発電所を設計した Babcock & Wilcox 社に対して 5 億ドルの支払いを求めて提訴した (1983 年 1 月 24 日、裁判外の和解により終了)。

²⁹ 国際原子力事象評価尺度 (INES: International Nuclear and Radiological Event Scale) の 7 段階評価でレベル 5 (Accident with Wider Consequences)。その他、レベル 5 と評価されているのは、チョーク・リバー研究所原子炉爆発事故 (カナダ) (1952 年)、ウィンズケール事故 (1957 年)、ゴイアニア事故 (ブラジル) (1987 年)。レベル 6 (Serious Accident) はキシュテム事故 (ソ連) (1957 年)、レベル 7 (Major Accident) はチェルノブイリ事故及び福島事故。

また、TMI 原子力発電所を運営する Metropolitan Edison 社を保有する GPU は、原子力規制委員会の過失がこの事故の一因であると主張し、同委員会に対して 400 億ドルの支払いを求めて提訴した。

1980 年 4 月、原子力規制委員会は、Metropolitan Edison 社が放射性物質の放出に関するデータを改ざんしたとして司法省に告発し、同省は大陪審手続を開始した。

1983 年 7 月 22 日、司法省は Metropolitan Edison 社に対して 14 万ドルの罰金を科した。

1980 年 6 月から 7 月にかけて、11 日間にわたって、Metropolitan Edison 社は浄化装置を用いずに放射性物質を放出した。

1980 年 11 月、ワシントン DC 連邦地裁は、上記の放射性物質の放出を違法と判断した。

1990 年 12 月、GPU Nuclear Corporation (=Metropolitan Edison)社は、事故による放射線汚染を処理した水 2300 万ガロンを放出開始した（1993 年 8 月に放出終了）。

事故による放射性物質の漏洩は微量であり、従業員及び周辺住民の健康被害はなかったとされている。

なお、事故後、1 号炉の再稼働については訴訟に発展し、1985 年 10 月 2 日の連邦最高裁判所の判断により運転再開が認められ、同年 10 月 5 日に再稼働した。そして、2019 年まで稼働し、現在、廃炉準備中である。2 号炉は、事故後、燃料及びデブリの撤去が行われ、1993 年以降は、1 号炉と同時に廃炉を行うため、監視状態に置かれている。

IV TMI 事故の原子力損害賠償処理の概要

原子力工学の観点からの事故原因調査等と並行して、原子力損害賠償については以下のような経緯を辿った。

退避勧告から 20 時間以内に、保険会社は 50 名の保険金査定人からなる請求権処理オフィスを開設した。そして、5 マイル圏内の妊娠中の女性及び就学前の子供、計 3,000 名に対して、生活費及び収入喪失の賠償として約 140 万ドルが支払われた。

数週間内に、補償的損害賠償、懲罰的損害賠償及び差止命令を求める数多くの訴訟が提起された。被告らは、TMIを所有、稼働、設計、建設した様々な会社であった。

1979 年 5 月 28 日に、United States Magistrate のもとで first pretrial conference が開催され、すべての訴訟手続の統合が要請された。これを受け、原告側弁護士による調整がされ、1979 年 9 月、原被告の間で、経済的損害の賠償を請求する企業と個人とにつき、クラス I とクラス II とを組成する合意がされたが、健康被害の賠償を請求する原告団をクラス III として組成するか否かは合意ができなかった。

1980 年 7 月 10 日、ペンシルヴァニア中部地区連邦地方裁判所は、クラス I 及び II は認定し、クラス III については一般的な形では認定しない決定をしたが、検診費用についてはクラスの扱いをすることを認めた。

1981 年 2 月 17 日、原被告の間で和解案がまとめられ、1981 年 5 月、60 万人のクラス・メンバーに和解案の内容を説明する書簡が郵送された。この和解案によれば、2500 万ドルの基金が設立され、そのうち、2000 万ドルは、クラス I 及び II のメンバーの請求に充てられることとされ、残りの 500 万ドルは、TMI 事故の長期的な健康への影響に関する研究の助成及び将来の避難の立案に充てる公的健康基金（Public Health Fund）として留保された。法人に対しては、一般に、2 週間の利益の喪失に対する賠償がされることとされた。

1981 年 9 月 9 日、ペンシルヴァニア中部地区連邦地方裁判所はこの和解を認可し、2 か月後の 1981 年 11 月 9 日に確定した。

その後、以下のような追加の支払いがされた³⁰。

- 1983 年 2 月、避難費用及び収入減少を理由とする 10,993 件の請求に対して、計 235 万ドルの支払いがされた。
- 1984 年 2 月ペンシルヴァニア州に対して 25 万ドル、TMI から 25 マイル圏内の自治体に計 23 万 5000 ドルの支払いがされた。

³⁰ Winston & Strawn, pp.22-25.

- 1985 年 1 月、身体及び精神の侵害を理由とする 280 名からの請求に対して、和解により計 1400 万 2500 ドル³¹の支払いがされた。

TMI 事故により 150 の訴訟が提起され³²、最終的に支払われた賠償金総額は、7100 万ドルとされている³³。当時の PA 法に基づく事故を起こした原子力事業者（GPU Nuclear Corporation=Metropolitan Edison 社）の賠償措置額は 1 億 6000 万ドルであったことから、その範囲内であり、保険金により処理することができたことになる。

その後も、健康被害による損害賠償請求訴訟が提起され、1994 年段階で、なお約 2200 件係属中とされている。

他方、これとは別に、2 号炉のクリーンアップに 12 年間で 9 億 7300 万ドルを要したとされている³⁴。このことを踏まえ、原子力規制委員会は、事故を起こした原子力事業者がクリーンアップ作業のための費用がかさみ倒産することを懸念し、1987 年に原子力財産保険規則を制定し、1 基あたり 10 億 6000 万ドルの財産保険を掛けることが義務付けられた。

V TMI 事故をめぐるいくつかの訴訟

以下では、TMI 事故をめぐるいくつかの判決のうち、PA 法の適用に関するものを紹介する³⁵。

1. In re TMI Litigation-Governmental Entities Claims, 544 F. Supp. 853 (M.D. Pa. 1982)

ペンシルヴァニア州及び 100 マイル圏内の地方自治体が、①人口減少・地価下落による不動産税の減少分の補償、②TMI の原子炉の停止

等、③事故によって負担した超過人件費・緊急物資の調達費の補償、④人損も物損も伴わない純粋経済損害の賠償、以上を原子力事業者等に請求した。被告らは、サマリー・ジャッジメントを求めた。

裁判所は、次の通り判示して、原告の請求を棄却するサマリー・ジャッジメントを下した。すなわち、①不動産税の減少分の補償請求については、被告らは翌年には不動産税が増加に転じている旨の証拠を提出し、原告がこれに反論していないこと、②原子炉停止について、原子力法は原子力規制局のみに停止命令の権限を与えており、私人による停止請求は認めることはできないこと、③超過人件費、緊急物資の調達費等の補償請求については、消火活動の費用請求について先例があり、事故対応のために自治体が負担した費用は不法行為請求としては認められず、原子力損害を特別扱いするのであれば、それは立法によるべきであること、④純粋経済損害の賠償については、先例によれば、際限がなくなることから認められていないこと（雇い主の過失による仕事場の火災により賃金を失った従業員からの雇い主に対する請求や、バスの事故によりボクサーがけがをしたために予定されていた試合による当該ボクサーの懸賞金の取り分を失ったマネージャーからのバス会社に対する請求等）、以上の理由に基づくものであった。

2. In Re Three Mile Island Litigation, 557 F. Supp. 96 (M.D. Pa. 1982)

クラス・アクションについての和解成立後、原告団側弁護士は、弁護士報酬及び既支出費用の償還の決定を求めて提訴した。

³¹ 卯辰昇（2012）54 頁によれば、300 名に対して 1400 万ドルが支払われたとされている。

³² NRC 2021 Report, para.1.2.3

³³ NRC 2021 Report, para.3.1.1. なお、7400 万ドルとの情報もある（Winston & Strawn, Nuclear Liability: 35 Years After Three Mile Island (2014), <https://www.winston.com/en/energy-industry-watch/nuclear-liability-35-years-after-three-mile-island.html>

³⁴ NRC 2021 Report, para.3.1.2。この金額は World Nuclear Association, Three Mile Island Accident 2012 からの引用である。

³⁵ 損害賠償請求訴訟のほかにもいくつかの訴訟が提起されており、例えば、Susquehanna Valley, etc. v. Three Mile Island, 485 F. Supp. 81 (M.D. Pa. 1979)は、TMI 事故から 2 か月も経たない 1979 年 5 月 25 日に提起された放射能汚染水の排出差止訴訟であり、他の手段を尽くしていないこと、原子力規制委員会の判断に対する不服申立てという形で争うべきことを理由に請求が認められなかったものである。

1982年12月29日、ペンシルヴァニア中部地区連邦地方裁判所の認めた各弁護士事務所への支払額は下記の通り（*印を付けた金額は、末尾記載の加算措置がとられた金額）。ただし、David Berger, P.A. の1981年6月16日から8月24日までの和解額の最終決定のための手続に関する報酬額の決定は追ってされるとされた。

①David Berger, P.A.:

費用償還額：\$176,056.94
弁護士等の報酬：\$694,503.25* +
\$20,112.50
計：約89万ドル

②Jameson and Milspaw :

費用償還額：\$4,957.68
弁護士等の報酬：\$75,603.00*
計：約8万ドル

③Stock and Leader

費用償還額：\$8,743.16
弁護士等の報酬：\$61,987.15*
計：約7万ドル

④Barrack, Rodos and McMahon

費用償還額：\$7,042.23
弁護士等の報酬：\$52,386.75*
計：約6万ドル

⑤Barry A. Roth

費用償還額：\$3,601.79
弁護士等の報酬：\$31,266.00*
計：約3.5万ドル

⑥Cohen, Shapiro, Polisher, Shickman & Cohen

費用償還額：\$12,897.46
弁護士等の報酬：\$52,207.39*
計：約6.5万ドル

⑦Adler, Barish, Levin and Creskoff

費用償還額：\$13,859.13
弁護士等の報酬：\$149,128.75*
計：約16.3万ドル

⑧Hepford, Swartz, Menaker and Wilt

弁護士等の報酬：\$35,824.00*
計：約3.5万ドル

⑨Bailey and Broder

費用償還額：証拠の提出を待って決定
弁護士等の報酬：\$45,188.25*
計：約4.5万ドル

⑩Beasley, Hewson, Casey, Collieran, Erbstein

and Thistle

費用償還額：\$8,733.32
弁護士等の報酬：\$72,370.00*
計：約8万ドル

⑪Stoll & Stoll, P.C.

費用償還額：\$1,429.42
弁護士等の報酬：\$14,731.25
計：約1.6万ドル

増額措置について、以下の通りの判断がされた。

裁判所は、成功度及び仕事の質を考慮して、弁護士等の報酬額を増額することができる。成功度としては、事案の複雑さ、被告の責任の有無が認められる蓋然性、損害額の算定の容易さ、支払保証がなく稼働した時間数、自己負担していた費用額、未払い状態にあった時間数が考慮される。これを本件についてみると、原子力技術に関する複雑な事案への最初のPA法の適用事件であり、原子力工学の専門家の鑑定意見等も必要であったこと、被告の責任について明らかとはいい難かったこと等から、勝訴の見込み（弁護士報酬を得られる見込み）の有無がわからない状況において長時間にわたって作業をするという大きなリスクを冒さざるを得なかった。また、提訴から現実の支払いまでに2年から3年の期間を要した。以上のことから、原則として、通常の弁護士報酬額の1.5倍の金額が相当である。

個別の弁護士のパフォーマンスを勘案して、上記と異なる増減を行うためには、それを求める当事者により明らかに異なる措置が必要である旨の証明が必要となる。とはいえ、David Berger 弁護士による和解交渉におけるパフォーマンスは顕著である。同弁護士の力量は250ドル/hに反映されているものの、特に健康被害を訴えるクラスIIIの原告の和解交渉は困難を極めたところ、達成された和解内容には特別の新規性が認められる。また、同弁護士の事務所は原告団の中心となって働き、連絡調整に特別の役割を果たしたことが認められる。これらのことから、上記の1.5倍を例外的に増加させるべきである。

以上のことから、各弁護士事務所の報酬額は下記の通りとする。

法律事務所名	時間報酬総額 (\$)	倍率	総額 (\$)
David Berger, P.A.	694,503.00	2.00	1,389,006.50
Jameson & Milspaw	75,603.00	1.5	113,404.50
Stock and Leader	61,987.15	1.5	92,980.73
Barrack, Rodos, et al	52,386.75	1.5	78,580.13
Barry A. Roth	31,266.00	1.5	46,899.00
Cohen, Shapiro, et al	52,207.39	1.5	78,311.09
Adler, Barish, et al	149,128.75	1.5	233,693.13
Hepford, Swartz, et al	35,824.00	1.5	53,736.00
Bailey and Broder	45,188.25	1.5	67,782.38
Beasley, Hewson, et al	72,370.00	1.5	108,555.00
			合計 : 2,262,948.46

3. In re Three Mile Island Litigation, 596 F. Supp. 1274 (1984)

David Berger, P.A. の 1981 年 6 月 16 日から 8 月 24 日までの和解額の最終決定のための手続に関する報酬額の決定は留保されたことから、この間の報酬額として、\$314,492.50 (2 倍額の加算がされたもの) が請求され、新聞によりこの金額が公示された。これに対し、2 件の異議申立てがあった。

裁判所は、この手続については特別に増額する理由を見出すことはできないと判断し、\$157,547.50 のみを認めるとの決定をした。

4. In re Three Mile Island Litigation, 605 F. Supp. 778 (M.D. Pa. 1985)

原告らは懲罰的損害賠償を請求。被告は PA 法上、懲罰的損害賠償は認められない旨主張

し、請求を棄却するサマリー・ジャッジメントを求めた。

ペンシルヴァニア中部地区連邦地方裁判所は、原子力法の適用に関する *Silkwood v. Kerr-McGee Corp.*, 464 U.S. 238 (1984)³⁶の傍論において、原子力法は州の不法行為法の適用を何ら妨げるものではない旨判示し、また、この判断過程で PA 法の 1966 年改正の立法経緯によれば、懲罰的損害賠償を含む州の不法行為法上の救済は何ら妨げるものではないと判示していることを指摘し、これらは本件の判断に無関係とは言えないとし、PA 法上、懲罰的損害賠償の請求は認められないとは言えないと判示した。

³⁶ この判決については、卯辰 (2012) 55 頁で紹介されている。これは、プルトニウム燃料製造工場に勤務していた労働者が死亡し、その遺体からプルトニウムが検出されたことから、遺産管理人である父により、工場を運営する会社に対して損害賠償請求訴訟が提起された事件についての判決である。州籍相違事件として、連邦地裁の管轄が認められ、オクラホマ州法が適用された。一審の連邦地裁は、填補賠償として、身体傷害につき 50 万ドル、財産損害につき 5000 ドルの支払いに加え、懲罰賠償として 1000 万ドルの支払いを命じたところ、二審の連邦控訴裁判所は、州の不法行為法は原子力法により専占されており、懲罰賠償は認められないと判示した。これに対して、連邦最高裁は、連邦法が専占しているか否かは、州法と連邦法とが両立不能なほど抵触し、州法を適用することが連邦法の目的を台無しにするか否かにより判断されるべきであり、この基準に照らすと、原子力法は州法の適用を排除してこの問題を専占するものではなく、プルトニウムによる被害につき州法に基づく懲罰賠償請求は可能であると判示した。また、連邦最高裁は、原子力法は州法の領域をできる限り侵害しないという方針を採用しており、同法が州法に基づく懲罰的損害賠償を禁止していない限り、州の不法行為法上歴史的に認められてきた懲罰的損害賠償は認められるとも判示している。被告は、懲罰的損害賠償は原子力法が定める規制に違反した加害者及び同種の立場の者に対して同様のことをしないように仕向けるという効力があるので規制に該当し、それは連邦法の趣旨を侵害することになるとも主張したが、連邦最高裁はこの議論も認めなかった。なお、この連邦最高裁判決は原子力法について判断を示したものであり、PA 法の制定経緯等について触れてはいるものの、同法について直接的に判断を示したものではない。

5. *Kiick v. Metropolitan Edison Co.*, 784 F.2d 490 (3d Cir. 1986)

原告らは、TMI事故により、精神的損害、染色体損傷等の損害を被ったと主張して、ペンシルヴァニア州中部地区連邦地方裁判所に懲罰的損害賠償を請求する訴えを提起した。

これに対して、被告は、PA 法上、懲罰的損害賠償は認められないことを理由に訴え棄却のサマリー・ジャッジメントを求めたが、地裁はこの主張を認めない旨決定した。

6. *In re TMI Litigation Cases Consolidated II*, 940 F.2d 832 (3d Cir. 1991)

PA 法の 1988 年改正により規定された連邦裁判所の専属管轄が連邦憲法に違反するか否かが争われ、合憲とされた³⁷。

7. *In re TMI*, 67 F.3d 1119 (3d Cir. 1995)³⁸

第 3 巡回連邦控訴裁判所は、原子力事故により健康被害を被った者（約 2000 名の住民）が原子力事業者に対してペンシルヴァニア州法に基づいて懲罰的損害賠償を請求することができるとした連邦地裁判決を是認した。

請求者は、原子力事業者は改ざんしたデータを原子力委員会に提出する等の情報隠ぺいを意図的に行っていたことを理由に懲罰的損害賠償を請求したのに対して、被告は、懲罰的損害賠償は被害者への賠償金の支払い確保を目的とする PA 法の趣旨に反し、連邦法の専占（preemption）により懲罰的損害賠償は認めべきではないと主張した。

第 3 巡回区連邦控訴裁判所は、原子力損害について州法に基づく懲罰的損害賠償の請求を

認めることは、PA 法の趣旨に反するものではないと判示した。その理由として、同法の 1988 年改正により懲罰的損害賠償に関する規定が追加されたが、①そもそもこの規定は遡及適用されないこと、②懲罰的損害賠償が禁止されるのは、文言上明らかに連邦政府が最終的な負担者となる場合だけであること、③議会は 1988 年改正において上記の *Silkwood* 判決を覆すこともできたが、そうしていないこと等から、この規定は本件における結論を左右するものではないと判示した。仮に、原子力事業者の事後拋出保険制度による上限額を超えて連邦政府の負担が生ずるような場合には、連邦政府（したがって納税者）は懲罰的損害賠償責任を負わないとの原則から懲罰的損害賠償は認められないことになるが、本件はそのような場合でもなく、また、懲罰的損害賠償の支払いによって後に補償的損害賠償を求める者の権利を侵害する結果となるリスクが仮にあるとすれば、これから具体的審理を開始する地裁は懲罰的損害賠償をそのような観点から認めないという判断をする裁量権を有しているとも判示した。

VI おわりに

以上の通り、1979 年の TMI 事故は、ほとんど起きないとされてきた原子力発電所事故が起きてしまったとはいえ、その損害賠償総額は PA 法が想定していた範囲内、しかも、第 2 段階の遡及的相互保険制度を発動させる必要はなく、第 1 段階の事故を起こした原子力事業者の責任保険の範囲内に収まった。そのため、TMI 事故は PA 法を直ちに直視するという動きには繋がらなかった³⁹。

これに対し、1986 年のチェルノブイリ原子

³⁷ 同様の判断をしたものとし、O' Conner v. Commonwealth Edison Co., 13 F.3d 1099 (7th Cir. 1994) 及び Niemen v. NLO Inc., 108 F.3d 1549 (6th Cir. 1997) があるとされる。

³⁸ 本判決については、卯辰（2012）58 頁で紹介されている。

³⁹ TMI 事故は、原子力発電所の運転・新規建設には大きな影響を与えた。2021 年末現在、廃炉が徐々に進み（23 基が廃炉作業中）、アメリカで稼働中の発電用原子炉は 93 基が 28 州の 55 サイトである。原子力による総発電量は約 9,350 万 KW であり、アメリカの全電力の 20% を賄っている。TMI 事故後に稼働を開始したのは、1996 年の Watts Bar（テネシー州）1 号機と、2016 年の Watts Bar 2 号機とがあるが、その建設承認は TMI 事故前であり、TMI 事故後に初めて原子力規制委員会が建設を承認したのは、2012 年の Vogtle 原子力発電所（ジョージア州）3 号機・4 号機（ウェスティングハウス製 AP1000）であり、2023 年 3 月に 3 号機が最初の臨界に達し、4 号機とともに近く商業運転が開始される見込みである。他方、同じく 2012 年に建設が承認された Virgil C. Summer 原子力発電所（サウス・カロライナ州）2 号機・3 号機は、ウェスティングハウスの倒産により、2017 年に建設が中止された。

力発電所事故は、アメリカとは異なるタイプの原子炉の事故であり、かつソ連の特殊な体制下で発生したという事情はあるものの、大規模な原子力事故がもたらす損害の大きさを現実に示した。そのため、既述のように、1987年8月1日までにすべきPA法改正は期限を徒過し、1988年8月20日によりやく改正法は成立した。この1988年改正では、有限責任額を超える損害が発生することが見込まれる事故が発生した場合の議会の行動について詳細な手続を定めるとともに、公衆からの全ての請求に対して完全かつ迅速な措置をとることが定められ、また、事故を起こした原子力事業者の賠償措置額を1979年時点の1億6000万ドルから2億ドルに引き上げるとともに、1975年改正により500万ドルとされてきた遡及的相互保険制度のもとでの各原子力事業者の負担金額を6300万ドルに引き上げ、総額72億5600万ドルの賠償措置が用意された。

他方、2011年の福島事故は、チェルノブイリ事故よりもずっと大きなインパクトをアメリカの原子力関係者に与えた。とはいえ、具体的にとられた措置は、次の通り限定的であった。すなわち、アメリカで稼働中の31基のBWR型原子炉のうち、19基は福島事故と同じタイプであることから、原子力規制委員会はアメリカと日本との規制の違いについて調査を行った。そして、日本では設計基準事象（Design Basis Event）を超えた事象（全電源喪失事象（Station Blackout Event）、原子炉停止機能喪失事象（Anticipated Transient Without Scram）等）について考慮されていなかったこと、原子炉容器ヴェンティング・システム（Containment Venting System）の稼働について、アメリカでは原子炉容器爆発のリスクを低下させるために、早めのベントをするという方針が採用されているのに対して、日本では放射性物質の拡散を防ぐために、できる限りベントを遅らせる方針が採用されていたこと等

を指摘し、アメリカで福島事故のような事故が発生する確率は低いと評価した。もっとも、原子力規制委員会は、次のような安全基準の強化策をとった⁴⁰。

- ① 大規模自然災害時の安全機能確保：福島事故の原因となったような大規模自然災害時の原子炉冷却機能喪失等に備え、各原子力発電所に即した安全策の採用を原子力事業者に義務付けるとともに、原子力事故の際のバックアップ設備を保管しておく発電所外の施設をテネシー州とアリゾナ州の2か所に設置した。
- ② 炉心損傷事象により的確に対応する新しい装置の設置：炉心損傷事象を遅らせるために、より信頼性の高い原子炉ヴェンディング装置（炉心損傷後も機能するもの）の導入を義務付けた。なお、福島事故の経験から、使用済み燃料棒を原子力容器内のプールに貯蔵しておくことは、何らかの原因で冷却水がなくなると燃料棒が溶解するリスクがあることに鑑み、これを原子炉外に撤去することも検討されたが、冷却水の量を保つ仕組みの導入を原子力事業者に義務付けるにとどまった。
- ③ 緊急事態への対応能力の改善：原子力事業者に緊急事態及びコミュニケーション・システムのプランの作成と維持を義務付けた。
- ④ 地震及び洪水への対応：地震によって冷却プール内の使用済み燃料棒が放射線事故を起こす確率は1000万年に1回以下であるとされたものの、2019年に新たな基準が示された⁴¹。

なお、入手できた情報は限定的であるため、本稿の記述には不十分な部分が少なくなく、将来、より正確な調査が必要である。

⁴⁰ NRC 2021 Report, paras.3.1.3-4.

⁴¹ Mitigation of Beyond-Design-Basis Events, 84 FR 39684 (Aug.9 2019).

[参考文献]

- 下山俊次「アメリカにおける原子力災害補償法制の問題点」ジュリスト 190 号（1959 年）20 頁
- 山本草二ほか『未来社会と法』（筑摩書房、1976 年）のうち、下山俊次「原子力」[下山（1976）]
- 特集「新段階の原発政策」エコノミスト 1980 年 2 月 10 日号
- William C. Wood, Nuclear Liability after Three Mile Island, The Journal of Risk and Insurance, Vol. 48, No. 3, pp. 450-464 (1981)[Wood(1981)]
- J. Salzman 「米国原子力損害賠償制度：プライス・アンダーソン法の現状と将来（翻訳）」日本エネルギー法研究所『諸外国の原子力第三者責任保険制度』（JELI-R-No.22）（1985 年）209-233 頁所収
- 日本エネルギー法研究所『プライス・アンダーソン法改正をめぐるアメリカ合衆国議会の動向』1-30 頁（JELI-R-No.32）（1987 年）
- Arnold Reitze & Deborah Rowe, The Price-Anderson Act – Limited Liability for the Nuclear Industry, 17 Environmental Law Reporter 10185 (1987)
- 野村好弘「原子力とスリーマイル島事故に関するワシントン会議に参加して」法律のひろば 42 巻 1 号（1989 年）77 頁
- Report to the Congress from the Presidential Commission on Catastrophic Nuclear Accidents (1990)
- 高橋正人・笹野浩司「アメリカの原子力損害賠償法制」日本エネルギー法研究所『諸外国の原子力損害賠償制度』（JELI-R-No.58）（1993 年）163-283 頁所収 [末尾に 1988 年改正後の PA 法の条文の翻訳が掲載されている。]
- 卯辰昇「米国原子力開発の停滞と再生可能性に関する法的考察：TMI 事故を契機とした米国原子力法の展開を中心として」早稲田法学会誌 49 巻（1999 年）109-163 頁→卯辰（2012）に収録]
- 卯辰昇「原子力損害に対する民事責任の履行に関する法政策学的分析・上/下」法律時報 72 巻 2 号（2000 年）35-41 頁→卯辰（2012）に収録
- Legal History of Three Mile Island, <http://www.tmia.com/old-website/history/tmilegalhistory.html>（2002 年まで記載あり）
- 卯辰昇「原子力損害賠償法における責任集中原則と国家補償」損害保険研究 74 巻 1 号（2012 年）111-150 頁
- 卯辰昇『現代原子力法の展開と法理論（第 2 版）』（日本評論社、2012 年）[卯辰（2012）]
- Winston & Strawn, “The Price-Anderson Act and the Three Mile Island Accident: OECD/NEA Workshop - Nuclear Damages, Liability Issues, and Compensation Schemes” https://www.oecd-neo.org/upload/docs/application/pdf/2020-07/5._the_price-anderson_act_liabilityworkshop.pdf (2013)
- Tyson R. Smith, “Nuclear liability: 35 years after Three Mile Island”, <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=edc1df24-ee64-4d37-8019-d042a76f4986> (2014)
- Dobbins, Jeffrey C., “Promise, Peril, and Procedure: The Price-Anderson Nuclear Liability Act”, 70 Hastings Law Journal, 331-366 (2019)
- Morgan Lewis (Alex Polonsky and Grant Eskelsen), “NRC Concludes No Major Congressional Changes Necessary to Price-Anderson Act” December 20, 2021.
- Nuclear Regulatory Commission, The Price-Anderson Act: 2021 Report to Congress; Public Liability Insurance and Indemnity Requirements for an Evolving Commercial Nuclear Industry (2021) [NRC 2021 Report]
- Department of Energy, Price-Anderson Act: Report to Congress (2023) [DOE 2023 Report]